

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

災害の記憶を風化させない

## 事例集で情報共有化

山形建設

## 特集Ⅱ

## 安全帯で宙づりに！①

「ハーネス型」でもキツイ

菊一 功

## ニュース

## 安全経費の負担者明確に

厚労省 五輪工事で第1回幹事会

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2261

2016

7/1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ 東京会  
社会保険労務士 表参道HRオフィス  
所長 山本 純次

第222回

出張先で夕食のため外出し、車にはねられる

### ■ 災害のあらまし ■

精密機器販売会社の営業社員 A は業務命令で本社より遠隔地である地域に出張中、滞在先のホテルで取引先の担当者との商談を行っていた。商談終了後、A は夕食のためホテルから同僚と 2 人で外出し、飲食店に向かっていた際に、飲酒運転の車にはねられて死亡した。

### ■ 判断 ■

通常の勤務場所での休憩中の昼食時や勤務後の時間に、業務外となる個人的な飲食のため外出した先での事故などについては、業務遂行性や業務起因性が認められないことから、労災とは認定されないのが通例である。しかし、今回の場合、通常の勤務地から業務命令により遠方に出張中であり、会社の指定したホテルに滞在し業務命令で商談を行っていたこと、また、その滞在先のホテルに夕食を取るのに適当な飲食施設がなかったことを踏まえ、業務後の事故ではあったものの、外部の飲食店に向かう際の行動は、出張の状況を鑑みると合理的な業務行動範囲の範疇と判断され、業務上と認定された。

### ■ 解説 ■

出張中の労災認定については、通常の業務地での勤務の際に発生する労災と比べると、そもそも業務命令で勤務場所を遠方に移しているため、ある程度幅広い業務遂行性と起因性の認識により判断される。しかし、今回のケースは業務に関わるものではない飲食店に向かったときに起こった事故が労災として認定されるかどうかということが争点となった。

まず考慮する点として、出張時の業務性

の認識の範囲である。そもそも、遠隔地へ出張の場合、企業としては宿泊の手当として宿泊費を支給し、場合によっては飲食代などにあてる日当を支給するところが多くを占める。その趣旨としては業務上の必要性から通常の居住地を離れて業務を行わせるため、通常業務では発生し得ない宿泊費用や飲食代を企業が負担するというものである。そのため、宿泊先での事故や移動中の事故などに関しては業務に付随する労災として適用されるのが通例である。

今回、もしこの飲食が取引先の担当者などと業務に関する打ち合わせに伴うものであった場合、解釈の余地なく労災として認定されることとなると推察されるが、業務に直接関わらない私的な行動での飲食店への行動の際はどうか判断されるのかというのがこの事案の特殊性であった。

当初は、すでに取引先の担当者との商談は終了しており、その後も担当者が同行することはなく、同僚と2人での個人的な行動としての飲食であったことから、形式的な判断としては労災として認められないとされていた。

ところが結論としては、個人的な行動としての飲食であったにもかかわらず労災が認められたのである。これは滞在先のホテルに適当な飲食施設がなく、宿泊先として指定されたホテルで夕食をとる場合は、外出するほかに手段がなかったことが要因となっている。業務外での私的な行動ではあったが、出張先であったため、どこかで食事をとる必要があり、ホテルの状況を考慮したところ、外部の飲食店に向かうという行動が合理的な業務上の行動範囲として認められたのである。

もし今回のケースでホテルに飲食できる施設があり、そのうえで個人的な判断で外



部の飲食店に向かっていた場合、労災としては認定されていなかったと考えられる。あくまで宿泊先ホテルに飲食施設がなく、出張中でのやむを得ない事由により外部で飲食せざるをえなかったため、合理的な行動の範囲として労災と認められたものと判断される。

出張という業務命令の中には幅広い業務遂行に関する会社の指示が含まれており、業務の遂行中はもとより、出張先への移動中であつたり、宿泊時、それに伴う飲食など、通常の勤務場所で勤務していた場合には発生し得ない事象が発生する。そのため、通常業務の際よりも幅広い業務遂行性が認められると判断されるのである。そして、状況に応じて、通常は業務外の時間であっても、場所や施設などの状況次第で、業務に付随した合理的な行動の範囲がより拡大して解釈し得るものと考えられる。

上記のように出張中の事故などに関して幅広い解釈での労災認定が認められるケースがあるので、こういった事故などがあつた場合、事故の状況だけでなく、その行動に至った経緯や周辺状況を詳細に確認のうえ早めに専門家などに相談し、労災申請の可能性を確認することが望ましい。